

氷見市農業委員会 定例総会議事録

(令和6年度 6月度)

- 1 日 時 令和6年6月3日(月)
開会：午後3時00分
閉会：午後4時00分
- 2 場 所 氷見市役所C棟3階301会議室
- 3 出席委員 13名
1番 三島 幸浩 2番 両國 明美 3番 上野 和枝
4番 栗山 敬行 5番 平井 清一 6番 田中 昭一
7番 池田 貢 8番 宮木 克幸 10番 吉田 純夫
11番 森 久志 12番 高木 良治 13番 山本 善榮
14番 浮橋 勉
- 4 欠席委員 2名
9番 川上 三郎 15番 向 悟司
- 5 議 題 第1号議題 農用地利用集積計画について
第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件
第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件
- 6 職務のため出席した事務局等職員 4名
局長 谷口 義洋 主査 川上 一弘 事務員 川田 安広
事務員 松村 涼子
市長部局から
農林畜産課 課長補佐 山下 弥奈江

7 総会の概要

(事務局) ただいまから、令和6年度6月度定例総会を開催いたします。
はじめに、会長から挨拶がございます。

(会長) 挨拶 (略)

(事務局) それでは、農業委員会憲章の朗読を森委員の主唱により、皆様でお願いいたします。

……………農業委員会憲章の朗読……………

(事務局) 次に、本総会の議長は、氷見市農業委員会総会会議規則第4条の規定により、会長が務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

□議長(会長) それでは、本日の総会に付議する案件は、
第1号議題 農用地利用集積計画について
第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件
第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件
であります。

□議長(会長) 本日は、川上委員、向委員から欠席の報告を受けていますが、在任委員15名中13名と過半数の出席により、総会は成立していることを報告いたします。

□議長(会長) これより議題に入りますが、本日の議事録署名委員として、宮木委員、吉田委員をお願いいたします。

□議長(会長) それでは、第1号議題 農用地利用集積計画につきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) (趣旨説明の後、農林畜産課より説明)
第1号議題 『農用地利用集積計画について』につきまして、ご説明いたします。今月の利用権設定は、相対設定分と中間管理事業分の利用

集積計画であります。

番号1～——の借受人の氏名、面積を確認

以上、総合計で——筆、設定面積——㎡を、——名の貸し手から利用権の設定を受けるものとなっています。

なお、これらの案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事者等の各要件を満たしていると考えます。よろしく願いいたします。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。なお、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

(※※委員) この表の相対利用権の移動について、説明してください。

(事務局) この農地については、○※氏が元々の契約していたが、代わりに○※氏が代表者である○○会社で、この農地を管理することとなったため、利用権の移動を行うものです。

(※※委員) この○○会社の業務内容について、説明してください。

(事務局) この○○会社については、他の業種の会社であったが、この度、定款に農業部門を入れ、農業に参入することになったものです。この地内の耕作放棄地でもち米づくりや牧草を植える等して農業の行っていくとの計画です。

(※※委員) この○○会社からは、営農組合が参入が難しい荒廃農地を改良し、農業を拡大していくとの方針であると聞いています。

□議長（会長） ほかに無いようでございますので、異議がないと認め、第1号議題『農用地利用集積計画について』につきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 次に、第2号議題『農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件について』につきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局)

第2号議題 『農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件について』につきまして、ご説明いたします。農地を農地として利用するためにその権利を取得する場合、農業委員会の許可が必要となり、それが「3条許可」であります。なお、令和5年4月1日から面積要件となっていた5反要件が廃止されております。

今回の申請件数は5件です。1番から4番は所有権の移転、5番は賃借権の設定となっております。

番号1番 ——地区です。

氷見市**——番の1筆で、

申請面積は、—— m^2 、地目は登記が田、現況が田です。

譲渡人 氷見市**——番(氏名**)から

譲受人 氷見市**——番(氏名**)へ

譲渡人の要望で、所有権の移転を行うものです。

参考までに、譲受人の経営面積は、—— m^2 で、今回の申請農地—— m^2 を取得すると、合計—— m^2 となります。作業受委託の面積は含めておりません。

申請地は田として耕作が可能な状況であります。譲渡人は諸事情により農地の管理ができない状態であるため、譲渡人の要望により、譲受人がこの農地を所有権を得て耕作していくことで合意が成立したものです。

番号2番 ——地区です。

氷見市**——番 外3筆です。

申請面積は、—— m^2 、地目は登記が先の3筆が畑、最後の土地が田です。現況は4筆とも畑です。

譲渡人 氷見市**——番(氏名**)から

譲受人 氷見市**——番(氏名**)へ

譲受人の要望で、所有権の移転を行うものです。

参考までに、譲受人の経営面積は、—— m^2 で、今回の申請農地—— m^2 を取得することになります。

譲受人は、祖父の代より、譲渡人から借受けて、——番の農地は畑として耕作し、外3筆の畑は草刈りをして維持管理してきた。譲渡人が高齢となり再び農地を維持管理することは難しく、譲受人がこの農地を所有権を得て耕作していくことで合意が成立したものです。

番号3番 ——地区です。

氷見市**——番 外1筆です。

申請面積は、—— m^2 、地目は2筆共に登記は田、現況は田です。

譲渡人 氷見市**——番（氏名**）から

譲受人 氷見市**——番（氏名**）へ

譲受人の要望で、所有権の移転を行うものです。

参考までに、譲受人の経営面積は、—— m^2 で、今回の申請農地—— m^2 を取得すると、合計—— m^2 となります。

譲渡人と譲受人の先代双方で、昭和一年に売買契約を交わし支払いが完了していますが、未許可、未登記のままとなっていました。現在、譲受人は、この農地を維持管理しているが、このままでは後代に誰のものかわからなくなる恐れがあるため、譲渡人に申し入れ、許可申請するものです。

番号4番 ——地区です。

氷見市**——番 外1筆です。

申請面積は、—— m^2 、地目は2筆共に登記は田、現況は畑です。

譲渡人 氷見市**——番（氏名**）から

譲受人 氷見市**——番（氏名**）へ

譲受人の要望で、所有権の移転を行うものです。

参考までに、譲受人の経営面積は、—— m^2 で、今回の申請農地—— m^2 を取得すると、合計—— m^2 となります。

譲受人の要望により、農業事業に参入し農地の保全と耕作地の拡大をするため、譲渡人をお願いし、譲受人がこの農地を所有権を得て耕作していくことで合意が成立したものです。

番号5番 ——地区です。

氷見市**——番 の1筆です。

申請面積は、—— m^2 、地目は登記は田、現況は畑です。

譲渡人 氷見市**——番（氏名**）から

譲受人 氷見市**——番（氏名**）へ

譲受人の要望で、賃借権の設定を行うものです。

参考までに、譲受人の経営面積は、—— m^2 で、今回の申請農地—— m^2 を取得すると、合計—— m^2 となります。

譲受人は、県外で農業に従事していましたが、令和6年一月一日に氷見市に転入し、居住地の——地区内で農業を始めるにあたり、営農組合に相談したところ、申請地である譲渡人所有の農地を紹介され、その農地について、その所有者との話し合いをした結果、賃借権を設定することで話がまとまったものです。

以上の5件であります。

引き続き許可基準について、説明させていただきます。

今回の案件は、1番の全部効率利用、2番の常時従事、これは原則、年間150日以上農業従事日数になります、3番の地域調和など、不許可の要件に該当しておりませんので、許可が相当と判断されます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。なお、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 次に、第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第3号議題、『農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について』意見を付する件、4件につきまして説明いたします。

農地法第4条の許可申請は、土地の所有者本人が農地を農地以外のものに転用する場合、第5条の許可申請は、所有者以外への所有権移転、使用貸借権設定、賃貸借権設定を伴う場合に行うものです。

今回の案件は、3件あり、すべて第5条申請となっております。

番号1番、地区は——です。

譲受人は、氷見市**——番地（氏名**）

譲渡人は、氷見市**——番地（氏名**）

申請地は、氷見市**——番 申請書において地目は登記、現況ともに畑、現地は畑として利用されている状況です。

申請面積は——㎡、転用目的が——です。

農地区分は第3種農地です。

番号2番、地区は——です。

譲受人は、氷見市**——番地（氏名**）

譲渡人は、氷見市**——番地（氏名**）外2名

申請地は、氷見市**——番 外2筆 申請書において、地目は登記が畑、

現況が畑、現地は畑として利用されている状況です。
現地は畑として利用されている状況です。
申請面積は——㎡、転用目的が——です。
農地区分は第1種農地です。

番号3番、地区は ——です。
譲受人は、氷見市**——番地 (氏名**)
譲渡人は、氷見市**——番地 (氏名**)
申請地は、氷見市**——番、申請書において、登記が畑、現況が宅地、
現地は作業所として利用されている状況です。
申請面積は——㎡、転用目的が——です。
農地区分は第2種農地です。

なお、こちらは違反転用の状態となっていたことから始末書の提出を受けております。

- ・ 引き続き、許可基準について、説明させていただきます。

番号1番の許可基準につきましては、都市計画法上の用途地域（第1種住居地域）であり第3種農地となるため原則許可となります。

番号2番の許可基準につきましては、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地となり原則不許可ですが集落に接続しているため例外許可となります。都市計画法上の用途地域（第1種住居地域）であり第3種農地となるため原則許可となります。

番号3番の許可基準につきましては、・低生産性小集団農地にあり、第2種農地となりますが代替可能性勘案の必要なしのため許可となります。

では、今回付された案件3件につきまして、原案のとおり進達してよろしいか、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

□議長（会長） 質問を受ける前に、先般**月**日に行われました**委員と該当地区推進委員、事務局員による現地調査につきまして、**委員から報告を受けます。

(**委員) 先般5月21日、わたしと地区推進委員および事務局員で現地調査を実施しました、その結果について報告いたします。

今回の案件3件については、隣接地との境界が確定されており、用排水路、周辺農地への影響に問題がないことを確認しました。

また、隣接農地のある案件1番、3番には隣接農地耕作者からの承諾が得られており、3件すべてに「氷見市土地改良区」からの同意書が添付されております。

以上、今回の案件3番は、違反転用の案件ではありますが、原案のとおり許可相当であると判断したことを、ご報告いたします。

□議長(会長) 事務局の説明と**委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問があればお願いします。

……………発声なし……………

□議長(会長) 無いようでございますので、異議がないと認め、第3号議題『農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件』につきまして、原案のとおり許可相当の意見を付して進達することとします。

以上で本日の案件は、全て終了しました。

これで、氷見市農業委員会6月度定例総会を終了します。

その他連絡事項

氷見市農業委員会総会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名する。

令和6年6月3日

議 長

署名委員

署名委員